



佐賀県公報

平成17年
6月15日
(水曜日)
第12617号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○家畜伝染病予防法に基づく検査等手数料の徴収事務委託

(三五四・畜産課)

○都市計画の変更

(三五五・まちづくり推進課)

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課)

○厳木地区東原換地区換地計画

(農地整備課)

○厳木地区柳換地区換地計画

()

○厳木地区二夕又換地区換地計画

()

○厳木地区川頭換地区換地計画

()

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)別表第一の第三百二十号から第三百二十三号までに規定する手数料の徴収事務を次の者に委託した。

平成十七年六月十五日

佐賀県知事 古 川 康

受託者の名称

唐津市

◎佐賀県告示第三百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年六月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

鹿島都市計画道路 三・三・一号 百貫西葉線

二 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 杵島郡白石町大字深浦字一本松地内

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市原古賀町字一本松312番2及び313番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市原古賀町485番地

大久保靖明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)厳木地区東原換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月15日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区東原換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月16日から平成17年7月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月15日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区二タ又換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月16日から平成17年7月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区柳換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月15日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区柳換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月16日から平成17年7月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区川頭換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月15日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区川頭換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月16日から平成17年7月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区二タ又換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷